

令和4年度郡山市介護サービス事業者等指導方針

I 指導の基本方針

介護保険法に基づく介護サービス事業者等に対する指導監督については、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を目的として、法令等に基づく適正な事業実施のため、適時・適正かつ効果的に行うことが求められている。

また、国において、実地指導における標準化・効率化に資する取り組み等を推進する観点から、「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日付厚生労働省老健局長通知）が発出され、その中で新たに「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」が定められたところである。

以上の状況を踏まえ、本市においては、市内介護サービス事業者等に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護報酬の適正化を図るため、当該通知及び郡山市介護サービス事業者等指導要綱（平成20年3月31日制定、令和元年6月14日一部改正）等に基づき指導監督を行うものとする。

特に介護サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」に重点を置き、計画的に実施する。

令和3年度の実地指導の結果を見ると、依然として運営に関する指摘が多く、基本的な事項に対する理解不足が見られる。

また、事業者は利用者の尊厳を保持し、良質なケアが提供される体制を維持するため、利用者の人権の擁護、虐待防止のさらなる推進が求められている。

さらに、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大し、自然災害も多発していることから、利用者の安全確保や感染症対策への徹底が一層求められている。

このような状況を踏まえ、令和4年度においては、運営指導の効果的かつ効率的な運用に留意しながら、運営に関する基本的事項についての指導を継続していくとともに、身体拘束廃止、高齢者虐待防止の取り組みや感染症対策等、利用者の処遇に関する事項について確認する。

また、現行の介護保険法及び介護報酬の算定基準を踏まえ、人員基準の遵守や適正な介護給付費の算定等の事業運営が行われているかについて確認する。

なお、不適正情報等のあった介護サービス事業所に対しては、迅速かつ厳正に指導監査を行うものとする。

II 重点着眼事項

1 集団指導

(1) 過去の実地指導等における主な指摘事項の事例について、その原因や改善の方法等を紹介し、事業運営の適正化を図る。

(2) 行政処分の原因となった不正の概要や要因等を紹介し、不正事案等の発生の未然防止を図る。

(3) 介護保険法及び介護報酬の算定基準について、その内容や事業運営の留意点等を紹介し、介護サービスの質の向上を図る。

2 運営指導

(1) サービス計画の作成について

利用者に関する情報収集、アセスメント、多職種による個別サービス計画の作成、モニタリング及び個別サービス計画の見直し等の作業が適切に行われているかを確認し、その適正化を図る。

また、利用者に対する個別サービス計画内容の説明が適切に行われているかを確認し、その適正化を図る。

(2) 適切な利用者処遇の確保及び虐待の未然防止について

虐待、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為等の不適切な処遇を防止するための措置を積極的に講じているかを確認し、その適正化を図る。

また、やむを得ず身体拘束を行う場合に、要件の検討、家族の同意、指針の整備、適正化対策検討委員会の開催、職員研修会の実施及び諸記録の作成が行われているかを確認し、その適正化を図る。

(3) 非常災害対策について

非常災害には火災だけでなく、地震、水害、土砂災害等の自然災害が含まれることから、災害の態様ごとに具体的な計画を作成するとともに、関係機関への通報・連絡体制の確保、消防計画に定めた訓練を地域住民の参加が得られるよう連携を図り実施しているか等を確認し、その適正化を図る。

(4) 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症等の感染症の予防並びに発生及びまん延防止の取り組みや条例上必要とされる措置が講じられているかを確認し、その適正化を図る。

(5) 業務継続の取り組みについて

感染症や災害が発生した場合に備え、必要な介護サービスの継続的な提供及び早期の業務再開を図るための体制が構築されているかを確認する。

(6) 人員基準、勤務体制の確保等について

人員基準を満たしているか、施設・事業所間の兼務関係等が明確にされているかを確認し、その適正化を図る。

(7) 職員の資質向上について

職員の資質向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しているかを確認し、その適正化を図る。

(8) 適正な介護給付費の算定について

基本報酬及び各種加算の算定について、関係法令等の内容を周知徹底するとともに、算定誤りの有無を確認し、適正な算定及び過誤調整が行われているかを確認し、その適正化を図る。

特に、改定された各種加算等の算定について、適正な算定が行われているかを確認するとともに、過去の指導において過誤調整となった事例等については、同様の誤りがないかを確認し、その適正化を図る。

3 運営指導における措置

改善すべき事項が認められた場合は、口頭及び文書により改善を求め、文書により改善を求めた事項に係る改善結果は書面で報告させる。また、介護報酬請求について過誤調整を要すると認められた場合にあっては、自主点検の上、自主的な返還を行うよう指導する。

なお、運営指導中や運営指導後に著しい運営基準違反や介護報酬請求の誤りで著しい不正な請求等と判断された場合において、事実関係を明確にし、公正かつ適切な措置をとるため、指導監査を行う場合がある。